## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- 1 派遣場所 つくばみらい市
- 2 派遣目的 令和6年度第2回茨城県南市議会議長会定例会及び県南市議会議 長会講演会へ副議長を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和7年2月13日(木)
- 4 調査項目 (1) 定例会
  - ア 各市提出議案について
  - イ 各市調査研究事項について
  - ウ 令和7年度事業計画(案)について
  - エ 令和7年度予算(案)について
  - オ 令和7年度正副会長及び各種役員(案)について
  - カ その他
  - (2) 講演会 「主権者教育について」
- 5 派遣議員 小森谷さやか
- 6 派遣経費 なし

令和7年1月14日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 派遣場所 ひたちなか市

2 派遣目的 茨城県市議会議長会令和6年度第2回議員研修会に議員5名を派

遣し、資質向上を図る

3 派遣期間 令和7年2月14日(金)

4 調査項目 講演会「ハラスメントの基本と予防の必要性」

5 派遣議員 川田青星 榊原アリーゼ 田代優 市原琢己 梅沢尊信

6 派遣経費 出席負担金 5,000 円×5名

令和7年2月7日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐